【旅客】行政処分状況（令和8年4月分）

乗合

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年4月28日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	那覇バス株式会社　代表者小川吾吉 （法人番号2360001004986） 沖縄県那覇市泉崎1丁目20番1号
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	具志営業所 沖縄県那覇市具志810-1
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（10日車）
(5)	主な違反条項	道路運送法第29条
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	所定の期限までに事故報告書の提出がなかったことを端緒とし、令和8年4月9日監査実施。 1件の違反が認められた。 (1)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反（道路運送法第29条）
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（当該営業所）　3点 （事　業　者）　7点